

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月18日
【会社名】	三井不動産株式会社
【英訳名】	Mitsui Fudosan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菰田 正信
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
【電話番号】	03(3246)3055
【事務連絡者氏名】	総務部文書グループ長 青木 研
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
【電話番号】	03(3246)3055
【事務連絡者氏名】	総務部文書グループ長 青木 研
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成27年3月24日
【発行登録書の効力発生日】	平成27年4月1日
【発行登録書の有効期限】	平成29年3月31日
【発行登録番号】	27 - 関東37
【発行予定額又は発行残高の上限】	200,000百万円
【発行可能額】	190,000百万円 (190,000百万円)

(注) 発行可能額は、券面総額の合計額(下段( )書きは発行価額総額の合計額)に基づき算出した。

【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成28年4月18日(提出日)である。
【提出理由】	平成27年6月26日に関東財務局長に提出した「訂正発行登録書」において、「効力停止期間」の記載内容に誤りがあった。これを訂正するため、本訂正発行登録書を提出する。 (訂正内容については本文参照)
【縦覧に供する場所】	三井不動産株式会社 関西支社 (大阪市中央区備後町四丁目1番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**【訂正内容】**

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りである。  
なお、訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示している。

(訂正前)

**【効力停止期間】**

この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成27年6月26日(提出日)である。

(訂正後)

**【効力停止期間】**

この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成27年6月26日(提出日)から平成27年6月29日までである。